

議案第 4 1 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日 提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 別表に掲げる特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「第 3 4 条の 7」を「第 3 4 条の 7 第 1 項（同項第 4 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項」に改め、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 第 2 3 条第 1 項第 1 号の者は、第 3 4 条の 7 第 1 項（同項第 4 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号の 5 の 3 様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第 3 6 条の 4 第 1 項中「同条第 7 項若しくは第 8 項」を「同条第 8 項若しくは第 9 項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 4 条の 7 関係）

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人實埜里	市川市本北方 3 丁目 1 6 番 1 号
特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構	市川市平田 3 丁目 5 番 1 号

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 6 条の 2 及び第 3 6 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 4 条の 7 第 1 項第 4 号の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 2 4 年 1 月 1 日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。
- 3 改正後の第 3 6 条の 2 の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 4 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正を踏まえ、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人の活動を支援するため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象に特定非営利活動法人に対する寄附金を追加するとともに、当該特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。